

天災・災害等の不慮の事故時の取り扱い(折込広告)について

天災・災害等の不慮の事故時の取り扱い(折込広告・ポスティングなど)

地震、水害、台風、竜巻、火災、大雪、噴火等の天災地変による災害や不可抗力による事故や事変、感染症の流行などが発生した場合、各折込広告協議会加盟の折込会社と新聞販売店は状況を的確に判断し、折込広告を届けるように全力で対処いたします。

しかしながら、大規模災害等が発生した場合は新聞折込が不可能になるなど、クライアントのご要望にお応えし兼ねる場合もあります。また、お受けした新聞折込を取りやめることもできない場合があります。

折込会社、新聞販売店の努力にも関わらず新聞折込できなかった場合、各折込広告協議会加盟の折込会社は未実施分の折込代金、折込広告本体の用紙・印刷料金、営業損失、その他の間接的費用については責任を負いかねますのであらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

過去に折込・配布が不可能となった災害事例(折込が不可能と想定される事例含む)

地震

地震発生と共にライフライン(輸送、電話、配達網等)が遮断される。

水害

台風や集中豪雨などにより河川の氾濫、橋や道路の崩壊、販売店(配布作業所)が水に浸かる等、輸送や配達網が一部地域で遮断される。

台風・竜巻

台風などによりライフライン(輸送便、船便、航空便、電話、配達網等)が遮断される。

火災

火災が発生した場合、そこに販売店(配布作業所)が所在した場合、被害状況によっては宅配体制が整うまでは作業及び配布ができなくなる場合がある。

大雪

大雪が降った場合、除排雪を行っても路面凍結等で交通が遮断される。

※迂回路がない場合、配送車両が立ち往生し、大渋滞が起き、販売店(配布作業所)に届けられず配布ができない場合がある。

津波

津波発生と共にライフライン(輸送便、電話、配達網等)が遮断される。

土砂崩れ

集中豪雨等による土砂崩れにより交通が遮断される。

※特に山間部で発生し、迂回路がない場合は輸送が不可能となる。

感染症

世界的に流行する新型インフルエンザ等の感染症の発生により、関係省庁からしかるべき指導があった場合、一部ないし全域において指定日の折込、または中止作業ができない場合がある。